

碓氷川における不法耕作地の簡易代執行の実施について

元 高崎河川国道事務所 河川管理課 専門官

現 長野営繕事務所 総務課長

松崎正和

1. はじめに

高崎河川国道事務所では、群馬県南西部を流れる利根川水系烏川、神流川、鏑川、碓氷川の一部3.4kmの河川管理を担当しているが、管内各河川において、不法耕作地が確認されている。

不法耕作地では、野菜の栽培だけに止まらず、耕作地周辺には肥料や農機具を保管するための物置の存置や水桶代わりに使用しているバスタブやポリタンク類、休憩小屋等が設置されるなど、工作物の無断設置も多々確認されている。

河川管理者が権原を有する土地を許可なく占用し、無断で工作物を設置する行為は、河川法第24条及び第26条に違反する行為であり、これまでも不法行為対策を行ってきたところであるが、本論文では、管内の樹木伐採工事に支障となる不法耕作地の解消のために行った河川法第75条第3項に基づく所有者不明物件に対する簡易代執行の実施について紹介する。



不法耕作地の状況①



不法耕作地の状況②

2. 今回の対応について

利根川水系碓氷川左岸0.2km付近の河川敷においては、従前から不法耕作が行われており、現地には耕作地のほか耕作者が設置した物置や農機具小屋などの工作物が複数存置されていることが確認されていた。



碓氷川左岸0.2kmの状況

これらの不法行為に対しては、行為者自らが不法行為であることを認識し、自主的に土地を原状回復することを促すために、現地に複数箇所警告看板を設置していたが、今まで自主的に是正される様子は見受けられず、耕作地の規模が縮小するなど状況の変化もなく、不法行為が継続されていた。

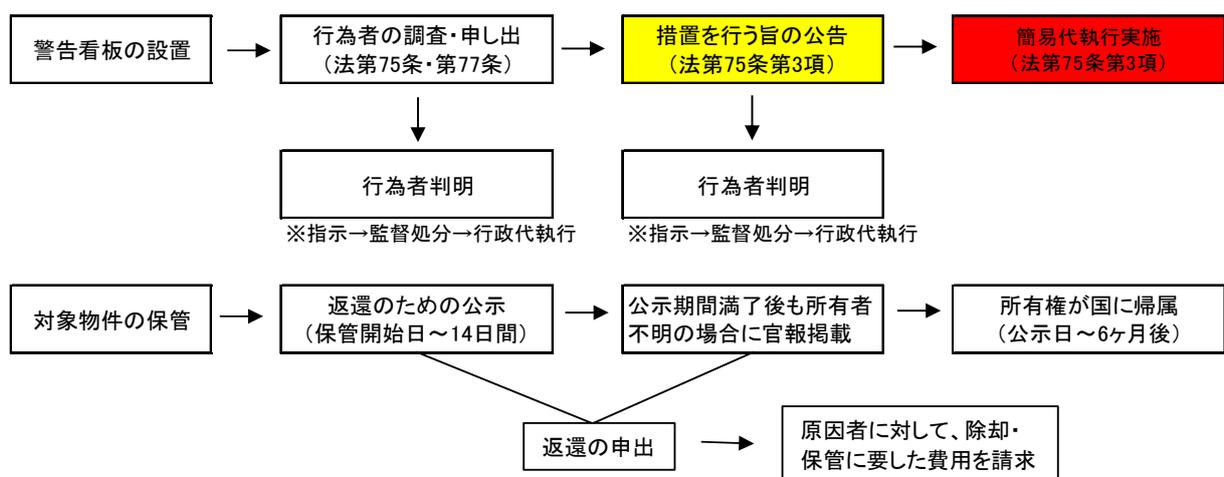
当該地は、河川内に樹木が密集している箇所でもあり、洪水時には、樹木が流水の阻害となるおそれがある箇所でもあったことから、令和3年1月から当該箇所の樹木伐採工事が行われることになった。

樹木伐採工事を行うにあたり、本件耕作地と不法工作物が伐採作業に支障となるため、当該箇所での是正対応が急務となり、樹木伐採が行われることの周知とともに、速やかに耕作をやめ、物置等の工作物を除却するよう改めて警告看板を設置し、是正を促した。

しかし、その後も耕作をやめる様子は確認できず、物置等の工作物も存置されたままであり、耕作者からも河川管理者への連絡はなく、行為者を特定することができなかったため、河川法第75条第3項に基づき、所有者不明物件に対する簡易代執行の手続に移行することとした。

簡易代執行とは、河川管理者が河川法第75条第1項・第2項に基づく監督処分を行おうとする場合において、過失なくして処分を命ずべき相手方がわからない場合に、相当の期限を定めて公告をしたうえで、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が監督処分に係る措置を行うとする制度である。

今回の対応にあたっては、下図に示す基本的なフローにより対策を進めていくこととし、意思統一したところであるが、当事務所ではこれまで簡易代執行の手続をした経験がなく、簡易代執行という言葉は知っているものの、各担当者がどのように手続を進めればいいのか理解していなかったため、これまで何度か簡易代執行の経験をしている自分が主体的な立場となり、過去の経験も踏まえて各段階で実施すべき事項等について、事前に関係者に説明し、各担当者の理解を深めた上で、現地での対策を進めていくこととした。



①警告看板の設置

現地には従前から耕作者への警告看板は設置されていたが、今回の手続を進めていくに

あたって、改めて現地に警告書を掲示した。

これまでの警告看板は、堤防から高水敷へ下っていく耕作地への入り口付近など数カ所に設置されていたが、雑草の繁茂等により目に付きにくい箇所もあったため、今回は耕作者の目に付きやすいように農機具小屋に直接貼り付けるなど、個々の工作物等に警告書を貼り付けることとした。



警告書の掲示状況

警告書

この場所は、一級河川碓氷川の河川敷地として国土交通省が管理する場所です。
この場所で河川管理者の許可なく耕作することや、物置・倉庫等の工作物を設置することは、河川法に違反する行為ですので、速やかに耕作をやめ、農作物等を撤去するとともに工作物を河川敷地から除却するよう警告します。
なお、この警告に従っていただけない場合は、今後、国土交通省において、河川を原状に回復するため、必要な措置を講ずることを申し添えます。

国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所
高崎出張所
電話：027-322-2597

②公告看板の設置

公告については、新聞への広告掲載や都道府県又は市町村の公報への掲載、河川管理者の事務所等の掲示板への掲示又は現地に公告看板を設置する方法から適当な手段を選択して行うこととされている。

今回は、現地に公告看板を設置し、行為者が工作物を特定しやすいように位置図、写真を併せて掲示した。



公告文書



看板の設置状況

③簡易代執行の実施

公告期限満了後も現地から撤去されずに存置されていた工作物等に関して、簡易代執行を実施した。

公告看板の設置から公告期限満了日までに一部の農機具等が持ち出されていることが確

認されたものの、不法行為者からの申し出や苦情等は一切なかったため、是正期限から約一週間後、現地からの撤去作業を開始した。

なお、撤去した物件については、簡易代執行を実施した後においても行為者が判明した場合には、その所有者に物件を返還しなければならないため、物件ごとに整理番号を付け、保管物件台帳を整理するとともに、保管にあたっては、現地から撤去した物件が毀損しないように、整理番号ごとに保管することとした。物件の保管後は、河川法の規定に基づき、工作物を保管した旨の公示等の手続を行い、一連の作業が完了した。



撤去作業の状況



保管の状況

3. 今後の課題

長年懸案となっていた約8,500㎡の不法耕作地が解消され、併せて樹木伐採工事を行ったことにより、広大な更地が生まれ、景観も良くなったことは、一定の成果であるが、当該地の今後の河川敷利用について地元自治体等と調整を継続する必要がある。

河川敷地の利用は、基本的にその地先の住民に利用されるものであり、地元自治体が地域の意向を踏まえて公園や運動場等として占用されることが望ましいため、今後も引き続き地元自治体と占用の可能性について協議をしていく必要がある。

また、当事務所におけるこれまでの不法行為対策は、発見後の警告看板の設置や行為者が判明した場合の行為者に対する文書送付等、基本的な初期対応はしているものの、その後具体的にどう対策を進めていくか関係者間で調整が行われていないことや、今回行った簡易代執行による不法行為解消の可能性など検討が行われていないために、不法行為の長期化や規模拡大に繋がっているように感じている。

今回対策を行うにあたって、これまで簡易代執行を経験したことのない担当者に時間も限られる中、各段階で行うべき事項について理解を得るのに苦労したが、定期的に不法行為解消にあたっての勉強会などを開催することも必要であろう。

不法行為を発見した場合には、規模の小さい案件であっても、関係者が情報共有を図り、現地状況を継続して確認し、事案毎に対策をどのように進めていくのか対応方針を明確にして、継続して対応していくことが重要である。

不法行為へのアプローチの方法は様々であり、今回行った対応も1つの事例として今後の不法行為対応に生かしていただければありがたい。